

必ずチェック!
使用者も、労働者も。

福井県の

最低賃金



賃金の引上げを
支援します。

業務改善助成金

検索

福井県最低賃金

時間額 ()は改定前

効力発生日

888円 (858円)

令和4年
10月2日

福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名

時間額 ()は改定前

効力発生日

特定最低賃金の適用除外業務

※下記に掲げる業務に主として従事する者は「福井県最低賃金」が適用されます

紡績業、化学繊維、
織物、染色整理業

令和4年の金額改正はなく、令和4年10月2日から、

福井県最低賃金 **888円 (858円)** が適用されます。

繊維機械、金属加工
機械製造業

915円 (874円)

令和4年
12月24日

●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務

●削り、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

●各特定最低賃金共通の適用除外(下記◆のとおり)

電気機械器具製造
業(略称)

令和4年の金額改正はなく、令和4年10月2日から、

福井県最低賃金 **888円 (858円)** が適用されます。

百貨店、総合スーパー

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの

令和4年の金額改正はなく、令和4年10月2日から、

福井県最低賃金 **888円 (858円)** が適用されます。

◆各特定最低賃金共通の適用除外
「福井県最低賃金」が適用されます

ア 18歳未満又は65歳以上の者

イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの

(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。)

ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、下記の問い合わせ先に照会ください。

注

- 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
- 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせは



福井労働局 労働基準部 賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL 0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL 0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL 0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL 0779(66)3838